

大阪駅前第1ビル地下2階荷捌場使用規程

昭和48年11月13日制定
平成14年 3月19日改正

(目的)

第1条 この規程は、大阪駅前第1ビル地下2階荷捌場内における迅速な荷捌と出入車両の円滑な操車を図ることを目的とする。

(対象車両)

第2条 荷捌以外を目的とする車両は使用できない。

- 2 荷捌場を使用できる車両は、場内において一般貨物或いは工事中機材の搬入出作業を行う貨物車とする。ただし、乗用車によらなければ取扱が困難と認められる貨物を積載している乗用車はこの限りではない。
- 3 引火、爆発等の恐れのある物、或いは高さ2.10m、幅2.20m、長さ5.30m、総重量5tのいずれかを超えるものは使用できない。

(荷捌場の利用)

第3条 荷捌場を利用しようとする者は、荷捌場入口の駐車券発行機から入場時刻を記入した駐車券を取り入場し、場内明示箇所において作業し、終了後は出口自動精算機で駐車料金を精算して退去するものとする。

- 2 場内では指定位置において速やかに荷捌作業を行い、他車の作業又は走行を阻害しなその他秩序維持に努めなければならない。
- 3 駐車料金は第4条に定めるとおりとする。

(駐車料金)

第4条 前条第3項の駐車料金は次のとおりとする。

- (1) 入場30分以内は100円とする。
- (2) 30分を超えて2時間までは30分毎に200円とする。ただし、30分未満は30分とする。
- (3) 2時間を超える場合は30分毎に500円とする。なお、料金は終日カウントする。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、場内での禁止事項、賠償責任とうについては3階駐車場規程を準用するほか、施行に関する手続きなど細目については別に定める。

附 則

本規程は、昭和48年12月15日より施行する。

改正規程は、平成14年4月1日より施行する。